

図表 22

平成30年度「日本遺産 (Japan Heritage)」認定一覧

道県名	申請者 (◎印は代表自治体)	ストーリーのタイトル
北海道	◎上川町, 旭川市, 富良野市, 愛別町, 上士幌町, 上富良野町, 鹿追町, 士幌町, 新得町, 当麻町, 東川町, 比布町	カムイと共に生きる上川アイヌ～大雪山のふところに伝承される神々の世界～
山形県	◎山形県 (山形市, 寒河江市, 天童市, 尾花沢市, 山辺町, 中山町, 河北町)	山寺が支えた紅花文化
栃木県	宇都宮市	地下迷宮の秘密を探る旅 ～大谷石文化が息づくまち宇都宮～
栃木県	◎那須塩原市, 矢板市, 大田原市, 那須町	明治貴族が描いた未来 ～那須野が原開拓浪漫譚～
富山県	南砺市	宮大工の鑿一丁から生まれた木彫刻美術館・井波
山梨県	◎山梨県 (山梨市, 笛吹市, 甲州市)	葡萄畑が織りなす風景—山梨県峡東地域—
長野県, 山梨県	◎長野県 (茅野市, 富士見町, 原村, 諏訪市, 岡谷市, 下諏訪町, 長和町, 川上村), 山梨県 (甲府市, 北杜市, 韮崎市, 南アルプス市, 笛吹市, 甲州市)	星降る中部高地の縄文世界—数千年を遡る黒曜石鉱山と縄文人に出会う旅—
静岡県, 神奈川県	静岡県 (◎三島市, 函南町), 神奈川県 (小田原市, 箱根町)	旅人たちの足跡残る悠久の石畳道—箱根八里で辿る遙かな江戸の旅路
和歌山県	広川町	「百世の安堵」～津波と復興の記憶が生きる広川の防災遺産～
岡山県	◎岡山市, 倉敷市, 総社市, 赤磐市	「桃太郎伝説」の生まれたまち おかやま～古代古備の遺産が誘う鬼退治の物語～
広島県	福山市	瀬戸の夕風が包む 国内随一の近世港町～セピア色の港町に日常が溶け込む瀬戸の浦～
大分県	◎豊後高田市, 国東市	鬼が仏になった里「くにさき」
宮崎県	◎西都市, 宮崎市, 新富町	古代人のモニュメント—台地に絵を描く 南国宮崎の古墳景観—

## 第11節

## 文化芸術によるイノベーションの創出, 国家ブランドの構築

## 1 文化経済戦略の推進

国・地方公共団体・企業・個人が文化への戦略的投資を拡大し、文化を起点に産業等他分野と連携し、創出された新たな価値が文化に再投資され、持続的に発展する「文化と経済の好循環」を目指し、平成29年12月に「文化経済戦略」を策定しました。この戦略は、①未来を志向した文化財の着実な継承と更なる発展、②文化への投資が持続的になされる仕組みづくり、③文化経済活動を通じた地域の活性化、④双方向の国際展開を通じた日本のブランド価値の最大化、⑤文化経済活動を通じた社会包摂・多文化共生社会の実現、⑥2020年を契機とした次世代に誇れる文化レガシー創出を基本となる考え方や重視すべき観点等を6つの視点として整理しました。さらに、この戦略推進のための主要施策の内容や目標等を明らかにした「文化経済戦略アクションプラン」を30年8月に策定し、関係府省庁と緊密に連携しながら文化経済戦略を推進します。

また、近年、興行入場券の高額転売が社会問題となっていることを踏まえ、興行入場券の適正な流通を確保し、もって興行の振興を通じた文化及びスポーツの振興並びに国民の消費

生活の安定等を目的とした「特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律（チケット不正転売禁止法）」が平成30年12月に成立し、令和元年6月14日から施行されます。本法律の適切な運用を図るため、国民への周知等を行い、興行を通じた文化及びスポーツの振興を推進します。

図表 23

「特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律」のポスター



## 2 企業等による芸術文化活動への支援

世界のアート市場規模に比して小規模にとどまっている我が国アート市場の活性化と我が国アートの持続的発展を可能とするシステムを形成するための方策について、産業界等を巻き込んで検討を進めています。公益社団法人企業メセナ協議会との連携の下、同協議会が主催する「メセナアワード」の一環として、「文化庁長官賞」を設け、企業や企業財団による優れたメセナ（芸術・文化振興による社会創造）活動の顕彰を行っています。

### 3 国際文化交流の総合的な推進と国際協力への取組

#### (1) 東アジア諸国や周年事業が設定された国々との交流

##### ①東アジア文化都市

「東アジア文化都市」は、日中韓3か国から毎年1都市ずつを選定し、3都市が連携して年間を通じて様々な文化交流事業を実施するものです。平成26年から開始され、30年には、日本は金沢市、中国はハルビン市、韓国は釜山広域市が選定され、多彩な文化芸術イベントが実施されました。

##### ②周年事業における大型文化事業の実施

外交関係樹立100周年など国交の節目の年をとらえて、周年事業として、友好と相互理解を深めることを目的とした交流事業を実施しています。平成30年は「日本メキシコ外交関係樹立130周年」に合わせた雅楽のメキシコ公演や、「日中平和友好条約締結40周年」に合わせた日本のオーケストラの中国公演を実施しました。

#### (2) 文化関係の国際的な会議への参加

##### ①日中韓文化大臣会合

日中韓文化大臣会合は、文化交流・協力の強化に向けた方策について、日中韓3か国の文化担当大臣が意見交換を行うものです。平成30年8月に中国ハルビン市で開催された第10回会合では、「ハルビン行動計画」を採択しました。

同会合では、令和元年の「東アジア文化都市」として、日本の豊島区、中国の西安市、韓国の仁川広域市を正式決定したほか、今後の「東アジア文化都市」事業の充実、対外発信強化に向けた取組を推進し、東京、北京オリンピック・パラリンピックに向けた協力関係を推進することが確認されました。

##### ②ASEAN + 3 文化大臣会合

ASEAN + 3 文化大臣会合は、東南アジア諸国連合（ASEAN）の10か国と対話国（日中韓3か国）の文化担当大臣が、文化分野における協力について意見交換を行うものです。平成30年10月には、インドネシアで第8回「ASEAN + 3 文化大臣会合」及び第3回「日ASEAN文化大臣会合」が同時開催されました。ASEAN + 3 文化大臣会合では、文化交流、創造文化産業、文化遺産管理、人材開発といった分野において、ASEANと対話国との間で文化協力を進めていくことを示した「ASEAN + 3 文化芸術協力に関する作業計画2019-2021」を採択し、また、「東アジア文化都市」と「ASEAN文化都市」との間に都市間交流を進めていくことで一致しました。

#### (3) 芸術家・文化人の交流

「日本の心を世界に伝える」をテーマに、日本のトップレベルの芸術家や文化人の方々を「文化交流使」に指名しています。文化交流使は世界各国に一定期間滞在し、日本文化を海外の人に知っていただくための芸術・文化活動を行います。平成30年度は作曲、美術、浪曲、箏曲といった分野で活躍中の芸術家・文化人4人が指名され、活動を行いました。また、26年度から中国及び韓国に派遣している「東アジア文化交流使」についても、30年度には2人が指名され、講演や上映会などを行いました。

また、国内外の芸術家を招へいし、地域で芸術活動を行うアーティスト・イン・レジデンス（AIR（エア））への支援により、地域における国際文化交流を推進しています。平成30年度は、29団体に対して支援を行いました。

さらに、外国の文化人、芸術家や文化財専門家などを招へいし、我が国関係者との意見交

換などを実施しています。平成30年度は、アメリカ、イギリス、オーストラリア、グアテマラ、韓国、フィリピンの6か国から7人の専門家を招へいしました。

#### **(4) 芸術文化の国際交流の推進**

芸術文化の国際交流の推進は、我が国の芸術文化水準の向上を図るとともに我が国に対するイメージの向上や諸外国との相互理解の促進に貢献するものです。文化庁は、芸術文化の国際交流を推進するため、芸術団体が海外公演を行ったり、有名な国際芸術祭に参加したり、海外映画祭等に出品したりする取組を支援しています。

また、平成30年6月に「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律（平成30年法律第48号）」が成立し、これに基づき31年3月に「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する基本計画」が閣議決定されたことを踏まえ、日本にて行われ、世界の関心を集める国際文化交流の祭典の実施を推進します。

#### **(5) 文化財に関する国際交流・協力の推進**

##### **①文化遺産の保護における国際協力**

「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」を踏まえ、文化遺産国際協力コンソーシアムの下で、文化庁、外務省、大学・研究機関、民間助成団体等が一体となって連携協力し、文化遺産の保護における国際協力を効果的かつ効率的に推進しています。具体的には、国内の各研究機関等とネットワークを構築して、文化遺産国際協力に関する調査研究や普及啓発などを行っています。

##### **②国際社会からの要請等に基づく国際支援**

文化遺産の保護における国際貢献事業として、文化遺産国際協力コンソーシアム、外務省や国際交流基金その他の関係機関との協力の下で、文化遺産の保護における国際貢献事業として、「緊急的文化遺産国際貢献事業」、「文化遺産国際協力拠点交流事業」を実施しています。

「緊急的文化遺産国際貢献事業」では、平成16年度から、紛争や自然災害によって被災した文化遺産について、関係国や機関からの要請等に応じ、我が国の専門家の派遣や相手国の専門家の招へいを行うなど緊急対応の専門家交流事業を実施しています。平成30年度は、イラク及びウズベキスタン等の中央アジア諸国を対象に事業を実施しました。

また、「文化遺産国際協力拠点交流事業」では、平成19年度から、海外の国や地域において文化遺産の保護に重要な役割を果たす機関等との交流や協力を行う拠点交流事業を実施し、現地で文化遺産の保護に携わる人材の養成に取り組んでいます。30年度からは、新規事業としてイランにおける遺跡の保存管理や活用に関する拠点交流事業や、シリアにおける文化遺産の記録作成や教育活動への支援に関する拠点交流事業を実施しました。

##### **③二国間取り決め等による国際交流・協力**

###### **(ア) 日本古美術海外展**

日本の優れた文化財を諸外国に紹介することにより、日本の歴史と文化に対する理解の増進と国際親善に寄与することを目的とし、昭和26年から毎年、日本古美術海外展を開催しています。平成30年度は、6月から9月までウェールズ国立博物館（英国・カーディフ）において「今・昔（いま・むかし、ゾーイ・ア・ヘディウ）日本のアート&デザイン」展を開催するとともに、9月から10月にかけては、プーシキン美術館（ロシア・モスクワ）において「江戸絵画名品展」、9月から11月にリートベルク美術館（スイス・チューリッヒ）において「長澤蘆雪—18世紀日本のアバンギャルド」展、10月から12月に日本文化会館（フランス・パリ）において「縄文—日本における美の誕生」展を実施しました。



「江戸絵画名品展」  
(於：ロシア・モスクワ)



「縄文—日本における美の誕生」展  
(於：フランス・パリ)

#### (イ) イタリアとの交流・協力

文化財の保存修復や国際協力の分野で長年の経験を有するイタリアと日伊文化遺産国際協力に関する覚書を締結して、積極的な交流を行っています。平成29年度からは自然災害による文化財建造物の危機評価に関する協力等の共同プロジェクトが進行しています。

#### (ウ) 文化財保存修復研究国際センター（ICCROM）との連携協力

我が国は、国際機関である文化財保存修復研究国際センター（ICCROM：イクロム）に加盟し、分担金の拠出や調査官の派遣など国際的な研究事業等への協力を行っています。

#### ④文化財の不法な輸出入等の規制

不法な文化財取引を防止し、各国の文化財を不法な輸出入等の危険から保護するため、平成14年に「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約」を締結し、「文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律」を制定しました。この法律は、外国の博物館等から盗取された文化財の輸入を禁止しており、盗難被害にあった者は、民法で認められている代価弁償を条件として、特例として回復請求期間が10年間に延長されています。

また、「シリアにおいて不法に取得された文化財の輸入における取扱いについて」（平成27年10月5日付け 文化庁文化財部長通知）により、イラクに加え、シリアにおいて不法に取得された文化財についても輸入規制の対象となっています。

さらに、武力紛争時における文化財を保護するため、「武力紛争の際の文化財の保護に関する条約」と「武力紛争の際の文化財の保護に関する法律」等に基づいて、武力紛争時に他国に占領された地域（被占領地域）から流出した文化財の輸入が規制されています。また、武力紛争時において戦闘行為として文化財を損壊する行為や、文化財を軍事目的に利用する行為等が罰則の対象となっています。

## 第12節 博物館・劇場等の振興

### 1 博物館の振興

博物館は、歴史・芸術・民俗・産業・自然科学等に関する資料の収集、保管、展示、調査研究、教育普及等の本来の役割や機能に加え、観光・まちづくり・教育等の関連分野との有機的な連携を図りつつ、地域の文化振興の拠点となることが期待されています。

こうした背景を踏まえ、平成30年10月の組織再編時に、博物館に関する事務を文部科学省から文化庁へ移管しました。文化庁は、博物館全体を所管する立場から、博物館のさらな